



「個別避難計画」の作成が各自治体の努力義務化に

令和元年台風 19 号等の近年の災害において、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者(*1)ごとに「個別避難計画」(*2)の作成が努力義務化(*3)されました。

(*1) 避難行動要支援者：自力で避難することが難しく、支援を必要とする方。

(*2) 個別避難計画：避難行動要支援者名簿を活用した取り組みとして、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、あらかじめ避難の計画をたてておくもの。

(*3) 努力義務化(努力義務)：法律条文で「努力義務」は、「～するよう努めなければならない」「～努めるものとする」等と規定されること。

支部活動の中で、①市町村に避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化されたこと、②自力で避難が困難な患者さんが、「避難行動要支援者名簿の登録」および「個別避難計画」の作成が行われるように、周知をお願いいたします。

■避難行動要支援者登録の同意

個別避難計画を作成するためには、避難行動要支援者名簿(*4)等への登録の同意が必要です。災害時の避難に特に支援を必要とする患者さんは、同意することを考えましょう。

(*4) 避難行動要支援者名簿：災害対策基本法に基づき、災害発生時に自力で避難することが困難な支援を必要とする方々(避難行動要支援者)をあらかじめ登録しておく名簿。

■「個別避難計画」作成のご確認を

お住まいの市区町村で「個別避難計画」作成がどのような進捗状況であるのか、避難行動要支援者の「個別避難計画」が作成されているのか等、お住まいの「個別避難計画」担当課へご確認ください。「個別避難計画」の作成が進んでいない場合は、区市町村へ「個別避難計画」作成を要望してください。

* 「個別避難計画」の担当窓口は、区市町村ごとに異なります。分からない場合は、難病担当保健師、障害福祉課等にご確認ください。

* 在宅人工呼吸器使用者については、「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画」(東京都)等を作成して在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口(区市町村)と要配慮者対策担当部署(区市町村)が情報共有、避難行動要支援者名簿へ必要な情報を反映する地域もあります。

■個別避難計画作成モデル事業

自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、内閣府により令和 3 年度に「個別避難計画作成モデル事業」が市町村事業 34 団体、都道府県事業 18 団体で実施されています。 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

■災害対策は日頃から準備と確認を

ALS 患者さんとその家族、医療・介護等の関係者の皆様は、常日頃から災害発生時の対策を考え、①災害用伝言ダイヤル(171)、②自助力の強化、③人工呼吸器を使用している難病患者さんの蘇生バッグの準備等の準備、確認を必ず行ってください。

■添付資料もご覧ください ①内閣府_防災担当_災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要、②内閣府_避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント(令和3年5月)、③内閣府(防災担当)・消防庁_新たな避難情報に関するポスター・チラシ

※この書類、添付資料を支部交流会等のイベントで配布して災害対策にご活用ください。

* この書類の内容は、機関紙「JALSA 115 号」に掲載予定です。